

平成26年秋の全国交通安全運動実施計画

一般財団法人 全日本交通安全協会

第1 目的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

第2 期間

- 1 運動期間 平成26年9月21日（日）から30日（火）までの10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日（火）

第3 運動重点

1 運動の基本

秋の交通安全運動では、次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、通学中の児童が死傷する交通事故が発生するなど、依然として道路において子供が危険にさらされていること、また、高齢者の交通事故死者数が交通事故死者数全体の半数以上を占め、その減少が強く求められていることから、これらの交通事故情勢に的確に対処するため、「子供と高齢者の交通事故防止」を運動の基本とする。

2 全国重点

秋口における日没時間の急激な早まりとともに、例年夕暮れ時や夜間には、重大事故につながるおそれのある交通事故が多発し、歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加すること、また、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であること、さらに、重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことなどから、次の3点を全国重点とする。

- (1) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）
- (2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 飲酒運転の根絶

3 地域重点

都道府県の交通対策協議会等は、上記2の全国重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、地域の重点を定める。

第4 運動の準備

本運動の周知徹底を図り、運動を効果的に実施するため、一般財団法人全日本交通安全協会は、都道府県交通安全協会（連合会）等関係機関・団体と連携し、「平成26年秋の全国交通安全運動実施計画」に基づいて、運動推進体制を確立する。

また、都道府県交通安全協会（連合会）は、地域の交通安全協会と一体となって、警察本部（各警察署）、都道府県及び市区町村の交通安全対策協議会等の関係機関・団体との連携を密にし、地域の実情に即した具体的な実施計画を早期に策定し、運動推進体制を確立する。

第5 運動重点に関する主な推進項目

1 運動の基本（子供と高齢者の交通事故防止）に関する推進項目

子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、子供と高齢者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図るため、次の項目を推進する。

(1) 通学路等における幼児・児童の安全の確保

ア 安全に通学路等を通行するための幼児・児童とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進

イ 通園・通学時間帯における街頭での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動の徹底

ウ スクールゾーンや通学路等を通行する車両の運転者に対する注意喚起を促すための広報啓発の促進

エ スクールゾーンや通学路等における幼児・児童の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

(2) 幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車乗用時におけるシートベルト着用等の安全利用の促進

(3) 子供と高齢者に対する思いやりのある運転の促進

(4) 当協会作成の「子どもと保護者の交通安全ブック」、「高齢者の交通安全」等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・交通マナーの理解向上と安全行動の促進

(5) 広報啓発活動等を通じた高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進

(6) 高齢の歩行者・電動車いす利用者・自転車利用者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進

(7) 70歳以上の運転者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の使用促進と、全ての年齢層に対する高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底

(8) シルバーゾーンやゾーン30を始めとする生活道路等における歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

2 全国重点に関する推進項目

(1) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）

歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加する夕暮れ時と夜間の交通事故を防止するため、次の項目を推進する。

ア 歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進

(ア) 各種広報媒体を活用した反射材用品、明るい目立つ色の衣服等の着用効果に関する広報啓発活動の促進

(イ) 衣服、履物等、身の回り品への反射材等の組み込みの促進

当協会では、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」が全国重点のトップに掲げられていることを踏まえ、夜間における歩行者、自転車の交通事故防止に効果的な反射材の着用促進を図るため、新たな反射材用品の開発やインターネット等を活用した反射材用品の販売などを推進する。

イ 歩行者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動の促進

ウ 自転車利用者に対する「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）や当協会作成の「自転車の交通安全ブック」等を活用した前照灯の点灯等の交通ルール・交通マナーの周知と、街頭指導の強化や中学生、高校生対象の交通安全教室の開催等による自転車の交通ルールの遵守徹底

エ 夕暮れ時における自動車の前照灯の早め点灯の励行

オ 交通混雑や視認性の低下などによる夕暮れ時と夜間の危険性及び反射材用品や明るい目立つ色の衣服等の着用効果などを理解・認識させる交通安全教育等の推進

カ 夕暮れ時と夜間の歩行者・自転車利用者の安全な通行を確保するための交通安全総点検の促進

(2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中における全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着物を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、次の項目を推進する。

ア 全ての座席においてシートベルト又はチャイルドシートを着用しなければならないことの周知徹底

イ シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果に関する理解の促進及び正しい使用方法等の周知徹底

(3) 飲酒運転の根絶

運転者を始め広く国民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図るとともに、飲酒運転を根絶するため、次の項目を推進する。

- ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じ、飲酒運転の根絶に向けた地域、職場、家庭等における飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- ウ 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進
- エ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

第6 交通安全運動の具体的実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故によりいまだ多くの尊い命が犠牲になりあるいは心身に損傷を負っているなど、厳しい交通事故情勢が国民に正しく理解・認識され、運動重点及び推進項目の趣旨が国民各層に定着して、国民一人一人が交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開する。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴え、理解の増進に努めるとともに、黙とうなど交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

また、交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、国民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を9月30日に実施する。

この実施に当たっては、国民一人一人が交通安全について考え、交通事故のない社会は国民自らが実現するものである、との認識を社会全体に正しく広めるよう努めるものとし、本運動の展開に連動した取組を行うものとする。

1 関係機関・団体との連携

関係機関・団体との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立する。

2 積極的な広報啓発活動の推進

交通社会の主役は、国民一人一人であることを自覚させ、「自分の安全は自分で守る。」という意識付けと他人に対する「思いやり」のある行動の実践を促すよう効果的な広報啓発の推進に努める。

(1) 交通安全運動の周知徹底

交通安全運動の運動重点及び推進項目の趣旨について周知徹底を図るため、あらゆる組織、団体、企業等に働きかける広報を積極的に行い、本運動への参加意識を醸成し、幅広い国民運動として実施されるよう努める。

(2) 街頭キャンペーンの実施と機関紙・広報誌・メディア等の活用

ポスター、チラシ、展示物等を活用した街頭キャンペーンを効果的に実施し

広報啓発活動に努める。

交通安全協会の機関紙、広報誌はもとより、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車、地域ミニコミ紙等、各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これら各種メディアに対し、運動重点を効果的に推進するための関連情報はもとより、交通事故実態に応じた事故防止対策を的確に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図る。

(3) 交通安全年間スローガン、スローガン入りポスターの活用

当協会では、本年度も全国交通安全運動を推進するため、毎日新聞社と共同で募集・作成した平成26年使用交通安全年間スローガン入りポスターを作成し、近く送付することとしているので、これを有効に活用して交通安全活動を推進する。

(4) シートベルト、チャイルドシート着用に関する広報

シートベルト着用に関する各種広報に当たっては、当協会のDVD「時速100kmの衝撃」及び「チャイルドシートで守ってね」等を活用するなどして、全ての座席においてシートベルト等を着用しなければならないことの意識付けと着用を習慣化することを重点に行うほか、「チャイルドシート着用推進シンボルマーク（カチャピヨン）」を活用した効果的な推進を図る。

3 現場に即した各種交通安全教育等の推進

組織の特性を生かして地域住民が参加しやすいように創意を凝らし、以下のような交通安全活動を展開又は支援する。

- (1) 展示物等各種媒体を活用した街頭キャンペーン、交通安全指導、保護・誘導活動等の実施
- (2) 交通安全教材や地域の交通事故実態と特徴が容易に理解できる各種資料（交通事故統計、広報啓発資料等）の提供
- (3) あらゆる機会を通じ、夜間外出時における交通事故を防止するため、反射材用品等の一層の活用促進を図る。
- (4) 視聴覚教材、シミュレーター、シートベルトコンビンサー、スケアード・ストレイト方式、自動車教習所等の練習コース等を活用した参加・体験・実践型の各種交通安全教育の実施
- (5) 有識者、交通事故被害者等による「交通安全シンポジウム」の開催
- (6) 交通安全に関する作文、標語等の募集

本年も当協会は、毎日新聞社との共催、都道府県交通安全協会（連合会）の協力により、7月初旬から9月30日（秋の全国交通安全運動最終日）までの間、「平成27年使用交通安全年間スローガン」の募集を行うとともに、11月下旬から平成27年1月31日までの間、「スローガン入りポスターデザイン」の募集を行う。また、内閣府と共催して、6月20日から9月10日までの間、「交通安全ファミリー作文コンクール」の募集を行っている。

4 飲酒運転根絶の気運の醸成

交通安全キャンペーンや交通安全教育等を通じて、飲酒運転の悪質性・危険性に関する広報啓発活動を展開し、地域、職場、家庭等における飲酒運転を許さない気運を醸成する。

特に、現在、都道府県交通安全協会（連合会）や（一社）日本自動車連盟、（一社）日本フードサービス協会等と連携して推進中の「ハンドルキーパー運動」の国民運動としての定着を図るため、運転者関係団体、酒類提供業者等に引き続き働きかけるなどして本運動を強力に推進する。

5 市民参加型の交通安全運動の推進

事前に運動の趣旨等について広く住民に周知し、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、住民本位の運動として展開されるよう、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図りつつ、地域の交通事故実態及び住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえた実施に努める。

また、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、各種交通安全キャンペーン、街頭監視・指導活動等への若者の参加促進に努める。

(1) 地域、家庭等との連携

町内会、老人クラブ等との連携による世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催するとともに、住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を支援し、住民側から見た交通上の危険箇所等を積極的にくみ上げ、その把握と解消に努める。

また、家庭内における話し合いを通じて、交通安全意識を高めるとともに、保護者や家族が自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう、通学路等での交通事故の発生状況等身近な交通事故実態、反射材用品・明るい目立つ色の衣服等の着用効果、自転車の安全利用等、必要な資料・情報の提供を行う。

さらに、交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者を中心に、家庭訪問による個別指導等の高齢者と接する機会を利用した交通安全指導が地域ぐるみで行われるよう努める。

(2) 高齢者福祉施設等との連携

施設責任者、医師、看護師等との連携により、参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、反射材用品・明るい目立つ色の衣服等の着用効果等について理解を深め、活用を促すとともに、歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等について指導を徹底する。

また、関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、高齢者から見た交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

(3) 保育所、幼稚園、小学校等との連携

保護者、保育士、教師等との連携により、子供と保護者が一緒に学ぶ参加・

体験・実践型の交通安全教室等を開催して、歩行中の安全な通行方法や「自転車安全利用五則」を活用した自転車の安全利用等の交通ルールを理解及び交通マナーの向上を図る。

また、保護者に対して幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用及び幼児用座席に幼児を乗車させる際のシートベルト着用を促進するほか、自動車乗車中におけるチャイルドシートの正しい使用の徹底を図る。

さらに、保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等を実施し、子供の目線から見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努める。

(4) 事業所等との連携

職場の管理者、安全運転管理者、運行管理者等との連携により、事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等を開催し、飲酒運転や無免許運転等による交通事故実態及び悪質性・危険性の周知等について指導を徹底する。

また、シートベルトの着用効果の理解促進及び全ての座席における着用の徹底、自転車利用者に対する交通ルールの遵守等事業所における交通安全意識の向上を図るほか、社内広報誌（紙）を活用した積極的な広報啓発活動や事業所の職員による地域の各種交通安全啓発活動への参加を促進するため、安全運転や交通事故情勢に関するきめ細かな情報提供を行う。

6 一般運転者に対し、子供と高齢者に配慮した運転の呼びかけの推進

一般運転者に対しては、運転者講習会等の機会を利用し、当協会作成の「わかる身につく交通教本」等を活用して、高齢歩行者には一時停止か徐行をしてその通行を妨げないなど、子供や高齢者の行動・特性に対する理解と高齢者マークを付けている高齢運転者の側方に幅寄せしたり、無理に割り込まないなど、道路交通法上の子供や高齢者の保護の規定を踏まえた、思いやりのある運転を励行するよう指導する。

特に、保育園、幼稚園、学校、高齢者福祉施設・病院等に近接する道路においては、子供や高齢者に配慮した運転を行うよう指導する。

また、全ての座席でのシートベルト、チャイルドシートの着用の必要性和着用効果に関する理解の促進に努める。

7 交通安全教育用資料の効果的な活用

子供、高齢者、シートベルト・チャイルドシート、自転車、飲酒に関する交通安全教育については、次の資料を活用して効果的な推進に努める。

区 分	資 料 別	教 材 名
	冊 子	○ 交通の教則（普及版） ○ わかる 身につく 交通教本

交通安全全般	D V D ビ デ オ	○ あなたも今日からベストドライバー ○ 無事故でGO！セフティ・ドライブのポイント ○ 舞の海秀平と危険予測の技を磨く！ ○ 死角に潜む危険 ○ あなたの運転再チェック！
子供又は 幼児・児童	冊 子	○ 子どもと保護者の交通安全ブック
	D V D ビ デ オ	○ 赤ずきんちゃんと学ぼう！ 交通ルール ○ 小学生の交通安全 道路にはどんな危険があるの？ ○ とびだしはあぶないぞ むしむし村の交通安全 ○ クイズ！危険をさがせ 道路を歩くとき ○ はなかつぱの交通安全 ○ 町内新撰組 おたすけ組めざし隊の交通安全
高 齢 者	冊 子	○ 高齢者のための 交通教本 ○ 高齢者の交通安全
	D V D ビ デ オ	○ 人生の達人！高齢者いきいき安全運転 ○ 孫と一緒に再確認！高齢者と交通ルール ○ ケーシー高峰の交通事故を防ぐ高齢者のための処方箋 ○ いつまでも安全運転を！
飲 酒	D V D ビ デ オ	○ 終わりのなき悔恨～飲酒運転の果てに～ ○ 飲酒運転 許されない犯罪 ○ 飲酒運転 悲劇の連環 ○ 疾走の迷宮 ○ 飲酒運転の禁止 ○ 飲酒運転根絶宣言 ○ 飲酒運転が人生を狂わせた ○ 飲酒運転 罪と罰 破滅への選択 ○ 償いの十字架
	冊 子	○ 自転車の交通安全ブック ○ 自転車安全教室

自 転 車	D V D ビ デ オ	○ 今すぐチェック！自転車の交通ルール ○ オトナのための自転車教室 ルールの基本を再チェック！ ○ こんなときが危ない！小学生のための自転車安全教室 ○ ケース・スタディ 中学生の自転車事故 ○ 忘れないで5つのポイント～自転車の交通ルールとマナー～ ○ ドライブレコーダーは見た！シリーズ 自転車の交通ルールを覚えよう ～小学生の交通安全～ ○ ドライブレコーダーは見た！シリーズ あなたの乗り方大丈夫 ～中学生の自転車交通ルール～ ○ 安全な自転車のルールⅡ ～危険への備え～ ○ クイズ！危険をさがせ 自転車に乗るとき
シートベルト チャイルド シート	D V D ビ デ オ	○ 時速100kmの衝撃 ～後部座席シートベルト非着用の危険～ ○ チャイルドシートで守ってね ～子供の安全は親の責任～ ○ チャイルドシートの正しい取付け方 ○ 安全の指定席・チャイルドシート

第7 効果評価の実施

運動終了後は、その効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努める。